

## 平成 30 年度整備分のグループホーム公募手続きを踏まえた 次年度以降の申請における留意点について

札幌市役所介護保険課 事務局

### 留意点1 「公募の手引」を確認し、申請書類の不備・不足に注意すること

本事業の審査においては、基本的に申請書類に記載されている内容をもって評価します。そして、書類の評価を適切に行えるよう、公募の手引きにおいて申請書類の作り方を細かく提示しております。

よって、手引きに明記しているにも関わらず記載がない、または内容が不十分といった不備がある場合は、適切な評価が行えないため、評価の対象外又は評価が著しく低くなる場合があります。

平成 30 年度整備分及び過去分も含め、代表的な不備等は以下のとおりです。

#### 応募基準に関わるもの

- ・勤務形態一覧表が人員基準を満たしていない  
(必要な職種が配置されていない、勤務時間数に不足がある等)
- ・資金計画上の運転資金が年間事業費(初年度支出計)の12分の3未満である  
※手引きの「応募基準」及び様式2-4(資金計画)に詳細説明あり
- ・地域への説明が全くなされていない  
→これらは応募基準に関わる項目であり、不備等があると審査対象外になる場合があります。

#### 評価に関わるもの

- ・収支計画や資金計画に計算誤りがある  
→計画自体に不備等があると判断され、評価の対象外又は評価が著しく低くなる場合があります。
- ・文字数に制限のある箇所について文字数を超過している  
→超過分の文字は評価の対象外又は評価が著しく低くなる場合があります。

### 留意点2 利用者のためのケア・サービスについて具体的に記載すること

申請書類の各項目にある記載欄について、記載内容に具体性がない場合、評価するポイントに欠け、評価が低くなる場合があります。

特に、利用者のためのケア・サービスについて記載する項目(平成30年度整備分におい

ては様式 5・様式 6) については、定められた文字数の範囲で、事業者の特色・アピールポイント等をなるべく具体的に記載することが望まれます。

以下のような記載は評価が低くなる場合があります。

- 理念の記載のみで、具体的な内容に欠けている
- 具体的な内容は記載されているが、実現するための方法が記載されていない
- 通常の業務において当然に実施すべき内容のみを記載している

## まとめ

「公募の手引」を丁寧に確認して書類を作成することで不備等をなくし、かつ、各項目（特に様式 5・様式 6）の記載欄に具体的な取り組み内容と実現方法を詳細に記載することが望まれます。

「公募の手引」はグループホームの公募を実施する年度ごとに毎回更新しておりますので、平成 31 年度以降のグループホーム公募に申請予定の事業者様におかれましては、当該年度の手引等をご確認の上、申請手続きを進めて頂ければと思います。